

企業経営に役立つ給与・労務情報満載！

communis 通信

発行:コムニスサポート有限会社  
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F  
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339  
 E-mail: [info@cmns.jp](mailto:info@cmns.jp)  
 URL: <http://www.cmns.jp>

100年に1度と言われる大不況の中、年々保険料のあがる健康保険・厚生年金保険が会社の経営を大きく圧迫しています。しかし、社会保険関係の節減対策はほとんどの会社で取られていないのが現状です。そこで、会社の負担を少しでも減らすため、有利な対策を考えていきましょう。

## 不況に負けるな！社会保険料を節減するワザ その① 『4～6月の残業代を減らす』

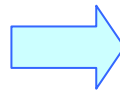
健康保険・厚生年金保険の保険料は、原則年に1回、4月・5月・6月に支給される給与をもとに算出されます。下図を見ると、残業代が保険料の決定に大きく影響していることが一目でわかりますね。

まずは、**仕事内容や作業の流れを見直し、4～6月の残業を極力減らすことを心がけましょう。**なお、従業員の方の給与額や働き方によっては節減効果がない場合があります。詳しいことはお問合わせください。

### 【残業が4～6月に集中した場合】

4月支給額 281,000	5月支給額 272,000	6月支給額 278,000
------------------	------------------	------------------

報酬月額 = (281,000 + 272,000 + 278,000) ÷ 3  
 = 277,000 (標準報酬月額280千円)



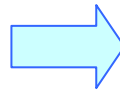
9月以降の保険料 (労使折半した額)  
 健康保険: 11,438円 厚生年金: 21,986円

1ヶ月の差額は健保1,634円、厚生3,141円  
 1年で合計57,300円節減可能！

### 【残業を減らし、残業代がほぼ0円の場合】

4月支給額 240,000	5月支給額 242,000	6月支給額 241,000
------------------	------------------	------------------

報酬月額 = (240,000 + 242,000 + 241,000) ÷ 3  
 = 241,000 (標準報酬月額240千円)



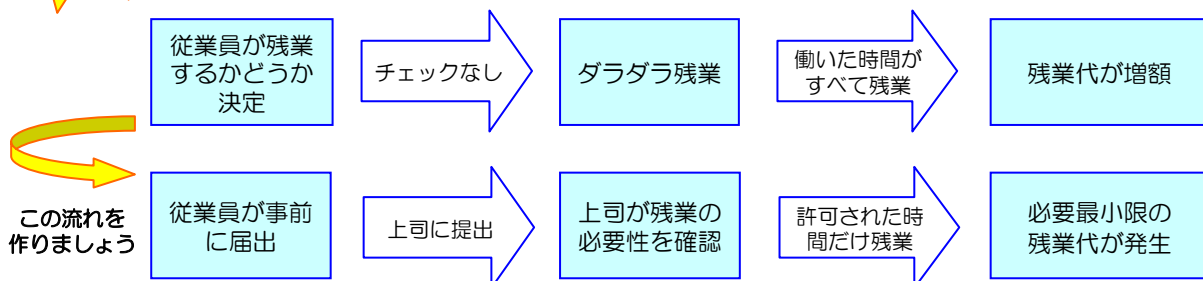
9月以降の保険料 (労使折半した額)  
 健康保険: 9,804円 厚生年金: 18,845円

◆月給24万円 協会けんぽ(埼玉)・厚生年金加入で算出

※社会保険料を節減すると、傷病手当金や出産手当金などの給付金や将来の年金額が減額されます。節減対策をお考えの場合は、従業員の方のやる気を損なうことのないよう、メリットとデメリットをよくご検討ください。

ここがポイント！

残業は許可制になっていますか？ 残業をするかどうか、何時間残業するかを『従業員の意思』に委ねてしまうと、ダラダラ仕事を誘発し、本来支払う必要のない残業代が発生するかもしれません。残業は許可制にして管理をすることをお勧めします。



### 法改正ミニガイド

1月1日 社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートしました。

「社会保険事務所」は「年金事務所」へ名称変更しますが、手続き・相談窓口に関しては今まで通りで大きな変更はありません。